

別府市監査委員告示第6号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象

教育委員会（ただし、学校教育課を除く。）

平成29年6月1日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による監査

2 監査の対象

教育委員会（ただし、学校教育課を除く。）

3 監査の着眼点

- (1) 物品の管理は適正に行われているか。
- (2) 学校用務員が公務旅行において自家用車を使用する場合の事務は適正に行われているか。
- (3) 指定管理者制度を導入している公の施設の管理に関する事務は適正に行われているか。
- (4) 補助金の交付事務は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象から提出された関係書類等を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5 監査の実施場所

別府市役所4階 監査事務局

6 監査の日程

平成29年4月14日から平成29年5月22日まで

7 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(1) 別府商業高等学校の閉校に伴う備品の処分等について（教育政策課）

財務会計システムによる備品一覧と現物とを照合したところ、事務手続を行わずに所管換及び廃棄処分を行っているものが見受けられたので、別府市物品取扱規則に基づき事務手続を速やかに行われたい。

(2) 学校用務員の公務旅行における自家用車使用について（教育政策課）

学校用務員が公務旅行に自家用車を使用する場合の事務について確認したところ、使用する自家用車の登録を受けていない事例、旅行命令権者の承認を受けずに自家用車を

使用している事例等が見受けられた。

公務旅行に自家用車を使用する場合は、別府市職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領等に基づき適正に事務処理されたい。

(3) 公の施設の指定管理について

ア 基本協定書等に基づく事務処理について（社会教育課、スポーツ健康課）

指定管理者制度を導入している公の施設の管理に関する事務について確認したところ、指定管理者に無償貸与している物品の管理状況の確認、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に沿った指定管理業務の実施状況の確認及び評価を実施していない事例が見受けられた。

公の施設を指定管理者制度により管理するに当たっては、基本協定書に基づき適正に事務処理するとともに、指定管理者に対して適切な指導及び監督を行われたい。

イ 使用料の減免について（社会教育課）

自動販売機等の設置に係る使用料を別府市行政財産使用料減免規則第2条第4号の規定により免除しているが、他の公の施設との間で均衡を失することがないように適切に取り扱われたい。

(4) 補助金の交付事務について（社会教育課、スポーツ健康課）

補助金制度の運用は、別府市補助金等交付指針により行うこととされているが、関係書類を確認したところ、補助金の額の算定方法を定めていない事例、補助金の見直し年限を設定していない事例、補助効果を確認していない事例等が見受けられた。

補助金を交付するに当たっては、別府市補助金等交付規則に基づき事務を行うことはもとより、公金ということをも十分認識した上で、別府市補助金等交付指針に従い適正に事務処理されたい。